

奈良市公報

号外第1号

平成26年 1月22日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療制度に係る本人確認事務取扱について）の一部改正…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示…………… 2
- 下水道事業受益者負担金の平成25年度賦課対象区域… 2
- 徴収事務の委託（4件）…………… 3
- 風致地区の種別及び区域の指定…………… 4
- 固定資産課税台帳に登録すべき平成25年度の固定資産の価格等の登録…………… 7
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 7
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7
- 平成25年度一般廃棄物処理実施計画…………… 8
- 徴収事務の委託…………… 25
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 25
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 26
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定…………… 26
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定…………… 27
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）…………… 27
- 徴収事務の委託（2件）…………… 28
- 奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱…………… 28
- 予防接種の実施…………… 29
- 徴収事務の委託…………… 30

公 営 企 業

- 奈良市水道水源保護指導要綱の規定による水源保護地域及び特定保護区域の指定…………… 30
- 昭和55年奈良市水道局告示第9号（奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書）の一部改正…………… 30

教 育 委 員 会

- 徴収事務の委託…………… 32

告 示

奈良市告示第216号

平成20年奈良市告示第202号（後期高齢者医療制度に係る本人確認事務取扱について）の一部を次のように改正する。

平成25年 4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

本人の場合

① 以下1点のみ

- ・運転免許証（有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの）
- ・日本国パスポート（有効期限内のもので、現住所が記入されているもの）
- ・住民基本台帳カード（有効期限内のもので、「顔写真」が記載されているもの）
- ・外国人登録証（有効期限内のもの）
- ・特別永住者証（有効期限内のもの）
- ・在留カード（有効期限内のもの）
- ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）
- ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が記載されているもの）
- ・近鉄大和西大寺駅構内通行証

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・老春手帳
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・旧後期高齢者医療被保険者証
- ・キャッシュカード又は通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- ・被爆者手帳（現住所が記載されているもの）

代理人の場合

◎ 本人の委任状がある場合

- ・委任状及び代理人の本人確認書類

◎ 本人の委任状がない場合

- ・本人の場合の条件を満たし、かつ代理人の本人確認書類

① 以下1点のみ

- ・運転免許証（有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの）

- ・日本国パスポート（有効期限内のもので、現住所が記入されているもの）
- ・住民基本台帳カード（有効期限内のもので、「顔写真」が記載されているもの）
- ・外国人登録証（有効期限内のもの）
- ・特別永住者証（有効期限内のもの）
- ・在留カード（有効期限内のもの）
- ・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）
- ・療育手帳（現住所が記載されているもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳（現住所が記載されているもので、「顔写真」が記載されているもの）
- ・近鉄大和西大寺駅構内通行証
- ・社員証（ケアマネージャー・病院職員・保護課職員）
- ・学生証（有効期限内のもので「顔写真」が記載されているもの）

② 以下2点以上

- ・介護保険被保険者証
- ・各種年金証書
- ・老春手帳
- ・住民票
- ・戸籍謄本
- ・各種健康保険者証（有効期限内のもの）
- ・キャッシュカード又は通帳
- ・クレジットカード
- ・特定疾患医療受給者証（有効期限内のもの）
- ・被爆者手帳（現住所が記載されているもの）

（平成25年4月1日揭示済）

奈良市告示第217号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 概要

1-1 入札に付する事項

(1) 件名

情報記録物の保管集配業務委託

(2) 業務内容

「情報記録物の保管集配業務委託仕様書」に記載のとおり

(3) 契約形式

賦課対象区域（第2負担区）

あやめ池南八丁目の一部
あやめ池北一丁目の一部
あやめ池北二丁目の一部
押熊町の一部
学園大和町六丁目の一部
学園朝日元町一丁目の一部
学園北二丁目の一部

神殿町の一部
菅原町の一部
西九条町三丁目の一部
西千代ヶ丘三丁目の一部
西大寺国見町二丁目の一部
西大寺芝町二丁目の一部
西大寺新田町の一部

中山町西二丁目の一部
中町の一部
帝塚山二丁目の一部
東九条町の一部
藤ノ木台一丁目の一部
南紀寺町四丁目の一部
南紀寺町二丁目の一部

委託契約

(4) 契約条項

「情報記録物の保管集配業務委託契約書（案）」に記載のとおり

(5) 契約期間

平成25年5月1日から平成28年4月30日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(6) 履行期間

平成25年5月1日から平成28年4月30日まで

(7) 履行場所

奈良市役所情報政策課

(8) 支払い方法

月払い

以下省略

（平成25年4月1日揭示済）

奈良市告示第218号

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成18年奈良市告示第327号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第3条中「社団法人奈良県建築士会奈良支部」を「一般社団法人奈良県建築士会奈良支部」に改める。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日揭示済）

奈良市告示第219号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、平成25年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成25年4月1日から2週間、本市建設部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年4月1日

奈良市長 仲川元庸

賦課対象区域（第1負担区）

法蓮町の一部

- 古市町の一部

五条一丁目の一部

五条三丁目の一部

五条畑一丁目の一部

三松一丁目の一部

四条大路五丁目の一部

四条大路二丁目の一部

七条一丁目の一部

七条西町一丁目の一部
- 西大寺町の一部

西大寺本町の一部

西大寺竜王町一丁目の一部

西登美ヶ丘六丁目の一部

青野町の一部

大安寺四丁目の一部

大安寺六丁目の一部

中山町の一部

中山町西一丁目の一部
- 南京終町三丁目の一部

尼辻南町の一部

疋田町二丁目の一部

百楽園二丁目の一部

敷島町二丁目の一部

宝来町の一部

法蓮町の一部

北永井町の一部

賦課対象区域（第3負担区）

- 佐紀町の一部

雑司町の一部

山陵町の一部
- 七条東町の一部

中町の一部

二条大路南四丁目の一部
- 二条町二丁目の一部

尼辻南町の一部

賦課対象区域（第4負担区）

- 窪之庄町の一部

古市町の一部

今市町の一部

佐紀町の一部

山町の一部

柴屋町の一部
- 大和田町の一部

池田町の一部

田中町の一部

東九条町の一部

藤原町の一部

奈良阪町の一部
- 二名三丁目の一部

八条四丁目の一部

(平成25年 4月1日揭示済)

奈良市告示第220号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年 4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社
代表取締役社長 西澤 千秋
- 2 徴収事務
奈良市観光自動車駐車場駐車料金
- 3 委託の期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
(平成25年 4月1日揭示済)

奈良市告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年 4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者
奈良市中院町21番地
健一自然農園 株式会社地域活性局コンソーシアム
代表 藤丸 正明
- 1 受託者・徴収事務

- 2 徴収事務
奈良市針テラス情報館使用料
- 3 委託の期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
(平成25年 4月1日揭示済)

奈良市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年 4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 受託者・徴収事務

指定管理者	徴収事務
奈良市柳生町155番地の1 柳生観光協会 会長 三浦 孝造	旧柳生藩家老屋敷使用料 柳生観光駐車場使用料

- 3 委託の期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
(平成25年 4月1日揭示済)

奈良市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年 4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

受託者	徴収事務

奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	なら100年会館使用料
	奈良市北部会館市民文化ホール使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料
	奈良市音声館使用料
	奈良市音声館大和のわらべうた全集売払代金
	奈良市ならまちセンター使用料
	奈良市ならまちセンター駐車場使用料
	奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料
奈良市三条本町8番1号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 津山 恭之	なら100年会館駐車場使用料
大阪市東成区深江北一丁目10番25号 株式会社大阪共立 代表取締役 福田 昌二	奈良市西部会館市民ホール使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	なら100年会館使用料 入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料 入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料 入江泰吉記念奈良市写真美術館使用料 入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料 奈良市音声館使用料 奈良市音声館大和のわらべうた全集売払代金 奈良市ならまちセンター使用料 奈良市ならまちセンター駐車場使用料 奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料 なら100年会館駐車場使用料
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	奈良市北部会館市民文化ホール使用料 奈良市西部会館市民ホール使用料

(平成25年4月1日揭示済)

平成25年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第224号

奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）第4条第1項の規定により風致地区の種別及び区域を指定しましたので、同条例第4条第2項の規定により次のとおり告示します。

風致地区指定状況一覧表

地区名	指定年月日	沿革・変更	種別	指定地名	面積 (ヘクタール)	
		昭和40年12月21日	第一種	奈良市川上町、雑司町、手貝町、芝辻町、水門町、登大路町、高畑町、春日野町、白毫寺町、生疏里町及び誓多林町の各一部	1,329.0	

1	春日山風致地区	昭和12年5月5日 (内務省告示第344号)若草山風致地区として指定	(建設省告示第3417号)変更 昭和45年6月14日 (奈良県告示第167号)種別指定 昭和57年12月24日 (奈良県告示第526号)種別変更 平成13年4月1日 (奈良県告示第1号)種別変更	第二種	奈良市川上町、中ノ川町、鹿野園町、藤原町、鉢伏町、八島町、山町、田中町、窪之庄町、菩提山町、須山町、田原春日野町、生疏里町、誓多林町、高樋町、北椿尾町及び古市町の各一部	1,056.9	2,801.8
				第三種	奈良市青山二丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目及び青山八丁目の全域並びに奈良阪町、青山一丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山九丁目、般若寺町、川上町、雑司町、水門町、登大路町、高畑町、春日野町、白毫寺町、古市町、鹿野園町、藤原町及び八島町の各一部	368.4	
				第四種	奈良市青山四丁目、青山五丁目、雑司町、手貝町、高畑町、白毫寺町、古市町、今小路町、押上町、水門町及び芝辻町の各一部	23.3	
				第五種	奈良市青山一丁目、青山三丁目、青山九丁目、登大路町、橋本町、樽井町、元林院町、今御門町、池之町、高畑町、鶴福院町、不審ヶ辻子町、今小路町、押上町、油留木町、鍋屋町及び花芝町の各一部	24.2	
2	佐保山風致地区	昭和12年5月5日 (内務省告示第344号)佐保山風致地区として指定	昭和40年12月21日 (建設省告示第3417号)変更 昭和45年6月14日 (奈良県告示第167号)種別指定 昭和57年12月24日 (奈良県告示第526号)種別変更 平成13年4月1日 (奈良県告示第1号)種別変更	第一種	奈良市佐紀町、奈良阪町、法華寺町、法蓮町及び半田開町の各一部	138.4	488.8
				第二種	奈良市奈良阪町、法華寺町及び法蓮町の各一部	71.7	
				第三種	奈良市佐保台三丁目及び多聞町の全域並びに奈良阪町、佐保台一丁目、佐保台二丁目、法蓮町、半田開町、川上町、今在家町、東之阪町及び般若寺町の各一部	264.6	
				第四種	奈良市佐保台二丁目の一部	0.4	
				第五種	奈良市佐保台一丁目の一部	13.7	
3	平城山風致地区	昭和12年5月5日 (内務省告示第344号)山陵風致地区、都跡風致地区として指定	昭和40年12月21日 (建設省告示第3417号)変更 昭和45年6月14日 (奈良県告示第167号)種別指定 昭和57年12月24日 (奈良県告示第525号)地区拡張 昭和57年12月24日 (奈良県告示第526号)種別変更 平成13年4月1日 (奈良県告示第1号)種別変更	第一種	奈良市山陵町、歌姫町、佐紀町、法華寺町、二条町一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目の各一部	302.6	576.0
				第二種	奈良市山陵町、歌姫町及び法華寺町の各一部	62.2	
				第三種	奈良市山陵町、歌姫町、佐紀町、法華寺町、二条町一丁目、二条町三丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目の各一部	195.8	
				第五種	奈良市二条町二丁目の全域並びに二条大路南一丁目、佐紀町、法華寺町及び二条町一丁目の各一部	15.4	

4	西の京風致地区	昭和12年 5月 5 日 (内務省告示第344号) 西の京風致地区として指定	昭和40年12月21日 (建設省告示第3417号)変更 昭和45年 6月14日 (奈良県告示第167号)種別指定 平成13年 4月 1 日 (奈良県告示第 1 号)種別変更	第一種	奈良市平松一丁目、宝来一丁目、宝来二丁目、尼辻西町、尼辻南町、五条一丁目、五条町、四条大路五丁目、西の京町及び六条町の各一部	39.0	200.5
			第二種	奈良市平松一丁目、尼辻南町、尼辻中町、五条一丁目、五条町、六条町、七条町及び西の京町の各一部	35.1		
			第三種	奈良市平松二丁目、五条二丁目及び五条三丁目の全域並びに宝来一丁目、宝来二丁目、平松一丁目、平松四丁目、尼辻西町、尼辻南町、四条大路五丁目、西の京町、五条一丁目、六条一丁目、六条二丁目、七条一丁目、七条二丁目、五条町及び六条町の各一部	125.6		
			第四種	奈良市六条一丁目の一部	0.8		
5	あやめ池風致地区	昭和12年 5月 5 日 (内務省告示第344号) 菖蒲池風致地区として指定	昭和40年12月21日 (建設省告示第3417号)変更 昭和45年 6月14日 (奈良県告示第167号)種別指定 平成13年 4月 1 日 (奈良県告示第 1 号)種別変更 平成19年12月21日 (奈良県告示第321号)種別変更	第二種	奈良市あやめ池南九丁目及び学園南一丁目の各一部	13.8	413.2
				第三種	奈良市学園南二丁目、あやめ池南四丁目、あやめ池南八丁目、疋田町三丁目、西大寺野神町二丁目、西大寺高塚町、秋篠三和町二丁目、朝日町一丁目及び朝日町二丁目の全域並びに学園朝日元町一丁目、学園朝日元町二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、中山町、秋篠町、学園南一丁目、あやめ池南一丁目、あやめ池南五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池南九丁目、疋田町、疋田町一丁目、疋田町二丁目、疋田町五丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、西大寺新池町、西大寺町、青野町、西大寺芝町一丁目、西大寺芝町二丁目、西大寺新田町、西大寺竜王町一丁目、西大寺野神町一丁目、あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目、西大寺北町四丁目、西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、敷島町一丁目、敷島町二丁目、秋篠三和町一丁目及び菅原町の各一部	324.9	
				第五種	奈良市あやめ池南三丁目、西大寺竜王町二丁目及び西大寺宝ヶ丘の全域並びに秋篠町、西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、敷島町一丁目、敷島町二丁目、西大寺竜王町一丁目、西大寺新池町、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、青野町、疋田町、疋田町一丁目、疋田町二丁目、中山町、中山町西三丁目、あやめ池南一丁目、あやめ池南二丁目、あやめ池南五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目及び学園南一丁目の各一部	74.5	
6	富雄風致地区	昭和40年12月21日 (建設省告示第3417号) 富雄風致地区として指定	昭和45年 6月14日 (奈良県告示第167号)種別指定 平成13年 4月 1 日 (奈良県告示第 1 号)種別変更	第二種	奈良市帝塚山南二丁目、中町、丸山二丁目及び大和田町の各一部	215.7	247.5
				第三種	奈良市富雄泉ヶ丘の全域並びに中町及び丸山二丁目の各一部	31.9	

(平成25年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第225号

固定資産課税台帳に登録すべき平成25年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第 2 項の規定により公示します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸
(平成25年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第226号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項、第42条の 2 第 1 項、第46条第 1 項及び第53条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第 1 号、第78条の11第 1 号、第85条第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により公示します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100170	奈良市南京終町13番地の 4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護らくじ苑	奈良市南京終町13番地の 4	社会福祉法人 楽慈会	平成25年 4 月 1 日
2970105850	奈良市佐紀町3106番地	介護サービスセンター 佐紀	奈良市佐紀町3106番地	株式会社 ユニオンノック	平成25年 4 月 1 日
2970105868	奈良市山陵町975番地の 1	デイサービス 友舞山陵	奈良市左京三丁目18番地の20	有限会社 友舞	平成25年 4 月 1 日
2970105876	奈良市奈良阪町2750番地の 2	デイサービスセンター つばさ	奈良市奈良阪町2750番地の 2	有限会社 つばさ	平成25年 4 月 1 日
2970105595	奈良市三碓2204番地	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 鳥見デイサービスセンター “ふらっと”	奈良市三条大路一丁目 9 番10号	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	平成25年 4 月 1 日
2990100188	奈良市東九条町640番地 1	夜間対応型訪問介護・青い鳥	奈良市西木辻町91番地 4 号	特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	平成25年 4 月 1 日
2970105884	奈良市東九条町640番地 1	福祉相談サービスセンター・青い鳥	奈良市西木辻町91番地 4 号	特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	平成25年 4 月 1 日

(平成25年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第227号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年 4 月 1 日から 2 週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

平成25年 4 月 1 日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年 4 月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北三丁目、三碓六丁目及び四条大路二丁目の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
三碓幹線－50	奈良市富雄北三丁目665－ 3	奈良市富雄北三丁目665－ 3
三碓幹線－51	奈良市富雄北三丁目674－ 1	奈良市富雄北三丁目674－ 1
三碓幹線－52	奈良市富雄北三丁目674－ 1	奈良市富雄北三丁目674－ 1
帝塚山南幹線－57	奈良市三碓六丁目1195	奈良市三碓六丁目1192
帝塚山南幹線－58	奈良市三碓六丁目1193	奈良市三碓六丁目1193
都跡幹線－338	奈良市四条大路二丁目859－ 7	奈良市四条大路二丁目875

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年4月1日揭示済)

奈良市告示第228号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成25年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成25年度 奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

- 1 総則
- (1) 実施計画の目的
- (2) 実施計画の期間
- (3) 実施計画の区域
- 2 一般廃棄物の処理方法及びその主体
- (1) 家庭から排出される一般廃棄物
- (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物
- (3) 動物の死体
- (4) し尿・浄化槽汚泥
- (5) 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物
- (6) ごみ処理体系
- 2 一般廃棄物の処理方法及びその主体
- (1) 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

- (7) 排出者の責務等
- 3 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可
- (1) 許可指針
- (2) 許可件数（平成25年1月1日現在）
- ア 収集運搬業
- イ 処分業
- ウ 処理施設
- 4 処理計画
- (1) ごみ処理実施計画
- ア ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策
- イ 収集運搬計画
- ウ 中間処理・再生利用計画
- エ 最終処分計画
- (2) し尿・浄化槽汚泥処理実施計画
- ア 収集運搬計画
- イ 中間処理計画
- ウ 最終処分計画
- エ 市民等に対する広報・啓発活動
- 1 総則
- (1) 実施計画の目的
- 奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、平成25年度における必要な施策をこの実施計画において定める。
- (2) 実施計画の期間
- 平成25年4月1日から平成26年3月31日
- (3) 実施計画の区域
- 奈良市全域

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、 カセットテープ、ビデオテープ、汚れ の落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収集 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん 処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は 埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収集 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	破碎スクラップは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営)
大型ごみ 45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により 収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)

プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注 4	週 1 回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人（以下、「指定法人」という。）から委託された再商品化事業者で再生利用（委託）
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注 4	概ね月 1 回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注 4	概ね月 1 回収集 (直営・委託) 又は	選別し、圧縮 (委託)	
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注 4	公共施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	再生利用 (有価物として売却)
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注 4		選別し、圧縮 (委託)	
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品用トレイ ※注 4	公共施設で拠点回収	保管 (委託)	指定法人から委託された再商品化事業者で再生利用（委託）
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類			再生利用 (委託)

※注 1 市民自ら処理する場合、市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注 2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注 3 1 回の申込につき、6 点まで排出可能で、申し込んだ日の 2 か月後から再度、申し込める。

※注 4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する特定容器に限る。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	
燃やせないごみ 木製家具、寝具等			
埋立ごみ 罹災ごみ等			
生ごみ 市立学校、保育園給食等の残飯	随時収集 (直営)	し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)	
市立公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

(3) 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

※注 排出者自ら処理する場合を除く。

(4) し尿・浄化槽汚泥 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	○奈良市全域 概ね月 1 回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 膜分離高負荷脱窒素処理	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 汚泥は生ごみと混合して

浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥含む。以下同じ。)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域 浄化槽清掃業者が浄化槽清掃の際に収集 (許可業者) ○月ヶ瀬・都祁地域 電話等申込により収集 (委託)	方式で処理後、再生利用できない脱水ケーキは焼却 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高濃度二段活性汚泥法 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営) 脱水ケーキ焼却灰(下水道汚泥由来を含む)は埋立 (委託) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は堆肥化し、再生利用 (直営)
------------------------------	---	--	---

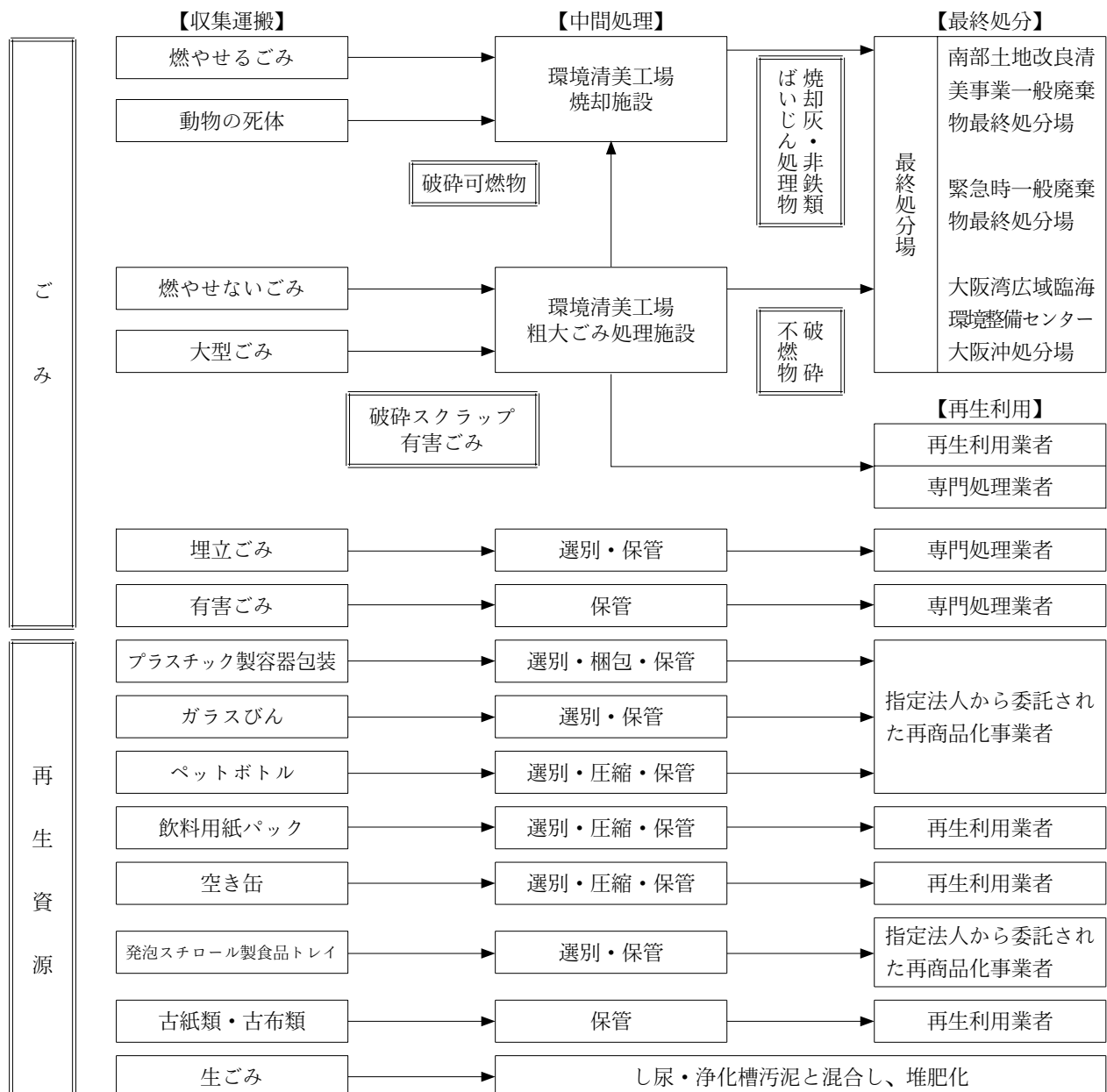
※注 月ヶ瀬・都祁地域では、一部事務組合にて処理を行う。

(5) 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項に規定する市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

紙くず、木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)、繊維くず、下水道汚泥

(6) ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残渣は、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をしている。

(7) 排出者の責務等

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則より抜粋、整理し、次のように定める。

	排出者の責務等	抜粋元
市民	① 占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲を清潔に保つように努めること。	条例第 5 条第 1 項
	② 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力すること。	条例第 5 条第 2 項
	③ 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。	条例第 6 条の 4 第 1 項
	④ 再生品又は再生利用の可能な物を積極的に使用し、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、その集団回収等の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めること。	条例第 6 条の 4 第 2 項
事業者	① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。	条例第 4 条第 1 項
	② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。	条例第 4 条第 2 項
	③ 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにすること。	条例第 4 条第 3 項
	④ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力すること。	条例第 4 条第 4 項
	⑤ 物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等を行うこと、容器等の過剰な使用の抑制等を行うことにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めること。	条例第 6 条の 3 第 1 項
	⑥ 物の製造、加工、販売等に際して、再生利用の容易な製品、容器等の普及に努め、使用後の製品、容器等の回収措置を講ずること等により、その製品、容器等の再生利用の促進に努めること。	条例第 6 条の 3 第 2 項
	⑦ 事業活動に伴って生じた廃棄物について、再生利用の可能な物の分別の徹底を図ること等により、その減量に努めること。	条例第 6 条の 3 第 3 項
	⑧ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等、生活環境の保全に支障のない方法で処理すること。	条例第13条第 1 項
	⑨ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入するに際しては、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。	条例第13条第 2 項

市民・事業者共通	⑩ 事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年 1 回市長に提出すること。	規則第 4 条第 2 項
	⑪ 事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する業務を行わせるため、建物ごとに廃棄物管理責任者を選任し、専任の日から14日以内に、市長に届け出ること。廃棄物管理責任者を変更したときも、また同様とすること。	規則第 4 条第 5 項
	⑫ 事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の適正な処理を図るため、必要な保管場所を確保すること。	規則第 4 条第 6 項
	① 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚損しないこと。	条例第 6 条第 1 項
	② 土地又は建物の占有者は、境界に板塀、有刺鉄線等で囲いを設ける等、みだりに廃棄物を捨てられないよう、その土地又は建物の適正な管理に努めること。	条例第 6 条第 2 項
	③ 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を集め、分別の区分に従い分別し、各別の容器（袋を含む。）に収納して所定の場所に持ち出す等、本計画に従うこと。	条例第 8 条
	④ 土地又は建物の占有者は、本計画に基づき実施する一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、市長に申し出てその指示に従うこと。	条例第 9 条
	⑤ 一般廃棄物を収納する容器を共同で設置しようとする者は、市長の承認を受けること。	条例第 9 条の 2
	⑥ 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を収納する容器について、廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器を常に清潔にしておくこと。	条例第10条
	⑦ 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出しないこと。また、これらの一般廃棄物の保管、運搬、処分を行おうとするときは、市長の指示に従うこと。 (1) 有害な物 (2) 危険性のある物 (3) 引火性のある物 (4) 著しく悪臭を発する物 (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 (6) 前各号に掲げるもののほか、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品（市長が指定する物に限る。）	条例第11条
	⑧ 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自己の責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出てその指示に従うこと。	条例第12条

※注 排出者の責務等について、土地又は建物の占有者がいない場合は、管理者とする。

3 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

(1) 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年 4 月 1 日に策定した一般廃棄物処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 に基づくものとする。

(2) 許可件数（平成25年 1月 1日現在）

ア 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	41
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	7
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2
浄化槽汚泥限定	1
浄化槽汚泥限定（月ヶ瀬・都祁以外の地域限定）	4

イ 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	2
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

ウ 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残渣（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残渣、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

4 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。特に環境清美工場については、リアルタイムでごみの搬入状況等の情報をインターネットで発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	ごみ減量促進コンテスト	インターネット、広報紙等を用いて、市民等からごみ減量を促進させるアイデアを募集し、優秀作に対しては、その公表を行うとともに、表彰を行う。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館にて定期的実施する。

を促す情報交流・ 学習の推進等	ごみ減量講座	ごみ減量に関する最先端の知識を持った講師を迎え、ごみの3Rから地球環境問題までを視野に入れたごみ減量を促進するための講座を1回につき100名の市民参加を見込み、年に3回実施する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみの出し方・分別等説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発ポスターの募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し、表彰する。
	小・中学校空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討	周辺都市情報等の収集を行う。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイの拠点回収を実施する。
地域での資源循環の推進	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収又は市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に再生利用を委託する。
	イベント用分別回収箱の配布	市民主体で開催されるイベントで発生するごみの分別回収箱と袋を申込に応じ、配布する。
事業所での資源循環の推進	事業所3R講習会	大規模事業者に対し、3R意識を啓発する講習会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、実践マニュアルを作成し、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	町内清掃草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。生産された堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。

	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMばかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
不適正排出の防止	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、ごみ搬入車の積載物の展開検査を定期的に行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	環境フェスティバル ならクリーンフェスタ	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である 6 月に環境フェスティバルを、3 R 推進月間である 10 月にならクリーンフェスタを開催する。

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬する廃棄物の量

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
家庭系	燃やせるごみ	45,161 t	—	4,877 t	50,038 t
	燃やせないごみ	1,736 t	—	3,270 t	5,006 t
	大型ごみ	3,017 t	—	—	3,017 t
	埋立ごみ	2,095 t	—	—	2,095 t
	有害ごみ	5 t	—	—	5 t
	再生资源	5,523 t	—	1,346 t	6,869 t
小 計		57,538 t	—	9,492 t	67,030 t
事業系	燃やせるごみ	341 t	35,340 t	3,663 t	39,344 t
	燃やせないごみ	18 t	1,068 t	1,171 t	2,257 t
	埋立ごみ	—	4 t	—	4 t
	生ごみ	71 t	—	—	71 t
小 計		430 t	36,412 t	4,834 t	41,676 t
合 計		57,968 t	36,412 t	14,327 t	108,706 t
動物の死体		1,765 体	—	—	1,765 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

(イ) 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

a ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目 2 番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

b 再生資源収集基地

名 称	リサイクル推進課分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

c 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。また、収集する日時については市長が別に定める。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。ステーション収集未実施の地区に対してはステーション収集の推進を図る。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、適切な方法で排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。ステーション収集未実施の地区に対してはステーション収集の推進を図る。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、容器に入れず、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、容器に入れず、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。

(エ) 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、同居世帯人の死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入する、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器 再商品化法第 2 条第 5 項に定め る特定家庭用機 器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼する、若しくは自ら指定引き取り場所へ搬入する、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美 センター搬入管 理要領別表第 1 に規定する搬入 禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、L P ガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 P C B 含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する、又は専門業者に相談する、購入した店に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第 2 に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

ウ 中間処理・再生利用計画

(ア) 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	2,800 t
	ガラスびん	1,994 t
	ペットボトル	481 t
	飲料用紙パック	82 t
	空き缶	590 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	921 t
	生ごみ	71 t
小計		6,940 t
破碎後金属回収		1,448 t
有害ごみ回収		30 t

剪定枝チップ化	1,000 t
集団資源回収	13,418 t
合計	22,836 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

(イ) 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

a 直営のごみ処理施設

(a) 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目 2 番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480 t / 24 h (120 t / 24 h × 4 基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残渣を含む）、破碎可燃ごみ、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	89,382 t
	破碎可燃ごみ	5,571 t
	合計	94,953 t
	動物の死体	1,765 体
残 渣 量	焼却灰	7,966 t
	ばいじん処理物	2,500 t
	非鉄類	2,800 t
	合計	13,266 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 非鉄類：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

(b) 破碎処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目 2 番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5 h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残渣を含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	7,263 t
	大型ごみ	3,017 t
	有害ごみ	5 t
	合計	10,285 t
	破碎可燃物	5,571 t
	破碎不燃物	3,236 t

残 渣 量	破碎スクラップ	1,448 t
	有害ごみ	30 t
	合計	10,285 t
処 分 先	破碎可燃物：ごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破碎スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

b 直営又は委託先の再生利用施設

(a) 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地
処 理 方 法	選別
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ
処 理 量 ※ 注	1,000 t
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(b) 草木（剪定・枝木）資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合
所 在 地	奈良市大柳生町2705－2、奈良市横井六丁目621－3、奈良市山町1009－1・1010－1・1011－1、奈良市南庄町136、鹿野園町131
処 理 方 法	チップ化等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）
処 理 量	1,000 t

(c) 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217－1
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	30 t

(d) プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地
処 理 方 法	選別及び梱包
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその残渣

処 理 量	プラスチック製容器包装	2,800 t
	可燃物残渣	1,368 t
	不燃物残渣	32 t
	合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：ごみ焼却施設 不燃物残渣：粗大ごみ処理施設	

(e) ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	991 t
	ガラスびん（茶色）	534 t
	ガラスびん（その他の色）	469 t
	合計	1,994 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残渣：ごみ焼却施設 不燃物残渣：粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(f) ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.7 t / h （0.3 t / h × 1 基、0.4 t / h × 1 基）	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	481 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残渣：ごみ焼却施設 不燃物残渣：粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(g) ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710m ²	
操 業 形 態	委託	

処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	481 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

(h) 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残渣
処 理 量 ※ 注	82 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残渣：ごみ焼却施設 不燃物残渣：粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(i) 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33 t／h （0.63 t／h、0.7 t／h）	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残渣	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	260 t
	スチール缶	330 t
	合計	590 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残渣：ごみ焼却施設 不燃物残渣：粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(j) 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	260 t
	スチール缶	330 t
	合計	590 t
処 分 先	再生利用業者	

(k) 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋内保管
面 積	50m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びその残渣
処 理 量 ※ 注	1 t
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残渣：ごみ焼却施設

※注 選別過程で生じる残渣量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(l) 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目 2 番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	147 t
	雑誌	363 t
	ダンボール	191 t
	古布類	219 t
	合計	921 t
処 分 先	再生利用業者	

c 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2 t / 24 h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7 t / 24 h
リプロ／ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52 t / 24 h
奈良市エコロジー事業（協）	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8 t / 24 h
（有）丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58 t / 24 h

(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目 6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19 t / 24 h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60 t / 24 h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5 t / 24 h

エ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

(ア) 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第二工区）

所在地	奈良市米谷町1857番地 他		
敷地面積	82,920㎡		
埋立面積	59,000㎡		
埋立容量	819,610㎡		
操業形態	直営		
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物		
処分量	焼却灰	7,966 t	
	破碎不燃物	3,236 t	
	合計	11,202 t	

(イ) 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他		
敷地面積	46,611㎡		
埋立面積	27,400㎡		
埋立容量	264,403㎡		
操業形態	直営		
埋立対象物	土砂類、不法投棄物		
処分量	1,099 t		

(ウ) 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先		
処分場面積	95ha		
埋立容量	13,975,000㎡		
埋立対象物	ばいじん処理物、非鉄類		
処分量	ばいじん処理物	2,500 t	
	非鉄類	2,800 t	

	合計	5,300 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

(2) し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

ア 収集運搬計画

(ア) 収集運搬体制

	月ヶ瀬・都祁以外の地区	月ヶ瀬・都祁地区
し尿	委託	一部事務組合から委託
浄化槽汚泥	許可業者	一部事務組合から委託

(イ) 収集運搬量

	月ヶ瀬・都祁以外の地区	月ヶ瀬・都祁地区	合計
し尿	5,019kl	847kl	5,866kl
浄化槽汚泥	20,619kl	3,695kl	24,314kl
合計	25,638kl	4,542kl	30,180kl

イ 中間処理計画

(ア) 奈良市衛生浄化センター

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により、生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、脱水ケーキについては付属の焼却施設で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kl／24 h
	生ごみ	3.4 t／24 h
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ	
処理量	し尿	5,019kl
	浄化槽汚泥	20,619kl
	合計	25,638kl
	生ごみ	71 t
残渣量	130 t	
堆肥化量	200 t	
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

(イ) 山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高濃度二段活性汚泥法	
処理能力	20kl／24 h	
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	847kl
	浄化槽汚泥	3,695kl
	合計	4,542kl

堆 肥 化 量	※ 注	17 t（山添村で発生 of 汚泥由来分含む）
---------	-----	-------------------------

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

ウ 最終処分計画

大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所 在 地	大阪市此花区北港緑地地先
処 分 場 面 積	95ha
埋 立 容 量	13,975,000 m ³
埋 立 対 象 物	焼却灰
処 分 量	130 t
埋 立 計 画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。

エ 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を奈良市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

（平成25年 4 月 1 日揭示済）

奈良市告示第229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号	奈良市一般廃棄物処理手

2 指定事業者

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101910	一般社団法人 みやこいち福祉会	630－8114	奈良県奈良市芝辻町一丁目7番18号	ジョイアスクールつなぎ	630－8141	奈良県奈良市南京終町七丁目540－5 2階	自立訓練（生活訓練）
2910101928	株式会社 S K 岡本	630－8114	奈良県奈良市芝辻町三丁目6番29号	陽気	630－8114	奈良県奈良市芝辻町三丁目6番29号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
2910100938	株式会社 ナカムラ	630－8036	奈良県奈良市五条畑一丁目6－11	ケアステーション奈良	631－0804	奈良県奈良市神功四丁目1－8 ループ神功201	行動援護 同行援護
2910101829	社会福祉法人 こまどり会	630－8042	奈良県奈良市西ノ京町155番地の1	喜蔵庵	631－0052	奈良県奈良市中町501－4	就労移行支援
2910100136	社会福祉法人 寧楽ゆいの会	631－0842	奈良県奈良市菅原町48	ぐっど・たいむ	630－8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5－35 アクティブ宝泉ビル5階	行動援護

株式会社 奈良市清美公社	数料（し尿）
代表取締役 葛原 克巳	

2 委託の期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

（平成25年 4 月 1 日揭示済）

奈良市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 平成25年 4 月 1 日

2910101936	有限会社ほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町206-25	生活介護事業所しふおん	630-8144	奈良市東九条町36-1	生活介護
2910101969	社会福祉法人メイクるタウン	633-0065	奈良県桜井市大字吉備638番地の5	居宅介護事業所大柳生	630-1242	奈良県奈良市大柳生町2707番地の12	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護
2910101977	特定非営利活動法人どうで	630-2344	奈良県山辺郡山添村大字大西232番地	ショートどうで	630-2107	奈良県奈良市春日野町116番2	短期入所

(平成25年4月1日揭示済)

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。
平成25年4月1日

奈良市告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
2 指定事業者

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成25年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100462	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイッ1階	自立生活センター奈良サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイッ1階	計画相談支援
2930100231	有限会社キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8141	奈良県奈良市南京終町二丁目322番9	計画相談支援
2930100470	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	奈良西相談支援センターポラン	631-0064	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-10	計画相談支援
2930100488	有限会社ほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町206-25	こんぺいとう	630-8144	奈良県奈良市東九条町261番地2	計画相談支援

(平成25年4月1日揭示済)

たので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

奈良市告示第232号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しまし
2 指定事業者

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 平成25年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100497	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイッ1階	自立生活センター奈良サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイッ1階	障害児相談支援
2970100505	有限会社キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8141	奈良県奈良市南京終町二丁目322番9	障害児相談支援
2970100513	有限会社ほのぼの	630-8144	奈良県奈良市東九条町206-25	こんぺいとう	630-8144	奈良県奈良市東九条町261番地2	障害児相談支援

(平成25年 4 月 1 日掲示済)		する指定一般相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第 1 項第 1 号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第233号		平成25年 4 月 1 日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第 1 項に規定		奈良市長 仲 川 元 庸	
2 指定事業者		1 指定年月日 平成25年 4 月 1 日	

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100454	社会福祉法人バルツァ事業会	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000-1	バルツァ・ゴードル	630-8425	奈良県奈良市鹿野園町1000-1	地域移行支援 地域定着支援
2930100405	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	みつわ会ケアセンター	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	地域移行支援 地域定着支援
2930100462	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	自立生活センター奈良サポート24	630-8113	奈良県奈良市法蓮町1027-1 若草ハイツ1階	地域移行支援 地域定着支援
2930100231	有限会社キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台 8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8141	奈良県奈良市南京終町二丁目322番9	地域移行支援 地域定着支援
2930100181	有限会社ヤマキ代務サービス	630-8341	奈良県奈良市南城戸町28	ライサポ介護支援センター	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目397-2	地域移行支援 地域定着支援

(平成25年 4 月 1 日掲示済)		指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第 1 号の規定に基づき告示します。	
奈良市告示第234号		平成25年 4 月 1 日	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する		奈良市長 仲 川 元 庸	

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指 定 更新日	指 定 有効期限
2910100250	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	たんばぼの家	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	生活介護	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日
2910100250	社会福祉法人わたぼうしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	たんばぼの家	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目25-4	就労継続支援 (B型)	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日
2910100862	特定非営利活動法人マープル	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目4-4	まーぶる 麦塾	631-0012	奈良県奈良市中山町1542-1	生活介護	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日
2910100870	特定非営利活動法人かかしの会	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目13-16	作遊所かかしの家	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目13-16	生活介護	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日
2910100953	医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	リベルテ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	宿泊型自立訓練	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日
2910100953	医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	リベルテ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5-53	自立訓練（生活訓練）	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日
2920100134	特定非営利活動法人かかしの会	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目13-16	ケアホームかかし	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目13-16	共同生活介護	平成25年 4 月 1 日	平成31年 3 月31日

(平成25年4月1日揭示済)

奈良市告示第235号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市油阪町1番59 奈交サービス株式会社 取締役社長 藤井 志喜央	奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場、奈良市高の原第三自転車駐車場、奈良市高の原第四自転車駐車場の使用料

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(平成25年4月1日揭示済)

奈良市告示第236号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 津山 恭之	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(平成25年4月1日揭示済)

奈良市告示第237号

奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第35条の規定に基づき、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに

養護者に対する支援を適切に実施するため、奈良市障害者虐待防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者虐待の防止対策に関すること。
- (2) 障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援に関すること。
- (3) 養護者に対する支援に関すること。
- (4) 関係機関等（国又は地方公共団体の機関及び関係団体並びに障害者の福祉に関する職務に従事する者その他の者をいう。以下同じ。）の連携協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、障がい福祉課に事務局を置き、事務局長は障がい福祉課長をもって充てる。

(代表者会議)

第6条 協議会の代表者会議は、別表の1の表に掲げる機関及び同表の2の表に掲げる関係団体の代表者並びに同表の3の表に掲げる者のうち会長が指名する者（以下これらを「代表者」という。）による会議とする。

2 代表者会議は会長が招集し、会務は会長が総理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 協議会は、具体的な個別ケースについて情報交換、支援内容等の検討、支援経過の把握及び評価等を行う必要があるときは、実務者会議を開催することができる。

2 実務者会議は、代表者がそれぞれ代表する関係機関等の構成員のうちから指名する実務者のうち、事務局長が指名する者による会議とする。

3 実務者会議は事務局長が招集し、会務は事務局長が総理する。

4 事務局長は、必要があると認めるときは、実務者会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1 国又は地方公共団体の機関

奈良地方法務局人権擁護課
奈良県中央こども家庭相談センター
奈良警察署生活安全課
奈良西警察署生活安全課
天理警察署生活安全課
奈良市保健福祉部長寿福祉課
奈良市保健福祉部保護第一課
奈良市保健福祉部保護第二課
奈良市子ども未来部子育て相談課
奈良市保健所保健予防課

2 関係団体

社団法人奈良市医師会

社団法人奈良市歯科医師会
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

3 被害者の福祉に関する職務に従事する者その他の者

奈良市障害者施設長会議の代表者
奈良市民生児童委員協議会連合会の代表者
奈良人権擁護委員協議会第一部会の代表者
奈良市委託相談支援事業所の各代表者
奈良圏域担当弁護士
その他市長が指名する者

(平成25年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第238号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第 5 条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（四 種 混 合） ジフテリア・百日せき・破傷風（三 種 混 合） ジフテリア・破傷風（二 種 混 合）	生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者	平成25年 4 月10日から 平成26年 3 月31日まで	別紙のとおり
結 核（ＢＣＧ）	生後 3 月から生後12月に至るまでの間にある者	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	
麻疹・風しん（MR） 麻疹又は風しん	1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成25年 4 月10日から 平成26年 3 月31日まで	
日本脳炎	1. 生後 6 月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた 7 歳 6 か月以上の者	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	
ジフテリア・破傷風（二 種 混 合）	11歳以上13歳未満の者	平成25年 4 月10日から 平成26年 3 月31日まで	
急性灰白髄炎（ポリオ）	生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	
ヒブ感染症	生後 3 月から生後60月に至るまでの間にある者	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	
小児の肺炎球菌感染症	生後 3 月から生後60月に至るまでの間にある者	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	小学 6 年生～高校 1 年生	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養児

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法第 3 条第 1 項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第 1 条の 2 第 3 項関係）

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成25年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町1116－2 農業振興会館内 社団法人 奈良県獣医師会 会長 久保 益一	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
(平成25年 4 月 1 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 7 号

奈良市水道水源保護指導要綱（平成 4 年奈良市水道局告示第 6 号）第 3 条第 4 項の規定により水源保護地域及び特定保護区域の指定を変更したので、同項において準用する同条第 3 項の規定により次のとおり公表します。

なお、当該地域及び区域を表示した図書は、奈良市水道局技術部水質管理課において一般の閲覧に供します。

平成25年 4 月 1 日

奈良市水道事業管理者

池 田 修

1 上水道の水源保護地域

奈良市荻町、邑地町、大野町、大平尾町、北野山町、杳掛町、此瀬町、下深川町、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁相河町、都祁友田町、都祁馬場町、長谷町、中貫町、中之庄町、丹生町、忍辱山町、針町、針ヶ別所町、日笠町、南田原町、茗荷町、横田町、来迎寺町、和田町 以上各町の全域

奈良市藺生町、大保町、大柳生町、興ヶ原町、小倉町、上深川町、阪原町、須川町、須山町、誓多林町、柚ノ川町、大慈仙町、高畑町、田原春日野町、月ヶ瀬桃香野、都祁白石町、都祁吐山町、都祁南之庄町、平清水町、別所町、菩提山町、水間町、柳生町、柳生下町、矢田原町 以上各町の一部

2 上水道の特定保護区域

奈良市大柳生町、須川町、大慈仙町、忍辱山町、平清水町 以上各町の一部

3 簡易水道の水源保護地域

奈良市月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬 以上の全域

奈良市月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野 以上の一部

4 簡易水道の特定保護区域

奈良市月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野 以上の一部

(平成25年 4 月 1 日揭示済)

奈良市水道局告示第 8 号

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び

領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 4 月 1 日

奈良市水道事業管理者
池 田 修

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書
及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び
第 1 号様式の 2

領収書（昭和55年奈良市水道局告示第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

本則第 1 項中「別記第 1 号様式」の次に「及び第 1 号様
式の 2」を加える。

本則第 6 項中「別記第 7 号様式」の次に「及び第 7 号様
式の 2」を加える。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

奈良市 納 入 通 知 書



奈良市 納 入 通 知 書 兼 領 収 書

右記の金額を納入して下さい。

使 用 月			
お 客 様 番 号	メーター番号	用 途	口 径
			mm
使 用 水 量	m ³		
水 道 料 金	円		
下水道使用料	円		
領 収 金 額	円		

上記の金額を領収しました。

奈良市水道事業管理者 印

奈良市水道局企業出納員

領収日付印

(納入者保管)

奈良市 領 収 済 通 知 書

◎この通知書は機械で処理しますので、
汚したり折り曲げたりしないで下さい。

使 用 月			
お 客 様 番 号			
メーター番号	用 途	口 径	
			mm
使 用 水 量	m ³		
水 道 料 金	円		
下水道使用料	円		
領 収 金 額	円		

(あて先) 奈良市水道局企業出納員

奈良市水道事業出納取扱金融機関

奈良市水道事業収納取扱金融機関

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(奈良市水道局保存)

奈良市 納 入 書

使 用 月	
お 客 様 番 号	
使 用 水 量	m ³
水 道 料 金	円
下水道使用料	円
領 収 金 額	円

上記のとおり納入します。

領収日付印

(金融機関保管)

別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。
第 7 号様式の 2

水道ご使用水量等のお知らせ

お名前

様

お問い合わせはお客様番号で

お客様番号				
メーター番号	口径値	用途	支払方法	検針員
	mm			
水栓所在地				
使用月				
今回指針	m ³	前回指針	m ³	
取付指針	m ³	取外指針	m ³	
水道使用量	m ³	下水汚水量	m ³	
水道料金	円	下水道使用料	円	
合計金額	円			

メモ

口座振替済のお知らせ

使用月				
水道使用量	m ³	下水汚水量	m ³	
水道料金	円	下水道使用料	円	
合計金額	円			

奈良市水道局

※本証により集金員が収納することはありません。裏面もご覧ください。

附 則

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
(平成25年 4 月 1 日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 6 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。
平成25年 4 月 1 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杉ヶ町23番地 公益財団法人 奈良市生涯学習財団	公民館施設使用料

理事長 津山 恭之

- 2 委託の期間
平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
(平成25年 4 月 1 日揭示済)